

第8分科会 学校種間の連携

テーマ 「切れ目ない支援体制の構築」

提案Ⅰ 「小学校との連携」

～人的、物的資源の活用を通して～

発表者	香川県 坂出市立坂出中学校	教 諭	石井 美帆
司会者	香川県 坂出市立白峰中学校	教 諭	岡部 裕枝
助言者	愛媛県総合教育センター 特別支援教室	室 長	山内 望

I 実践に当たって

特別な支援を要する児童生徒にとって、小学校から中学校への進学が大きなハードルとなることが少なからずある。そこで中学校では、小学校との連携を十分に図り、それぞれの子供に応じた適切な支援を小学校から引き継ぐことが必要である。本校では、年に3回、小学校との情報交換の機会を設けている。また、中学校の特別支援教育コーディネーター（以下CO）が小学校の授業参観をしたり、6年生の児童と保護者が中学校を訪問し、相談、見学をしたりする機会を設けている。

ここでは本校の取組を紹介するとともに、坂出・綾歌支部の各校の取組、また、香川県が独自に作成している支援ファイル「かけはし」の紹介も併せて行う。

II 実践内容

Ⅰ 坂出中学校の1年間

(1) 小学校訪問（1学期後半～2学期）

中学校のCOが小学校を訪問し、特別支援学級に入級予定の6年生の授業を参観するとともに、学級担任から、児童の様子について聞き取りを行う。

(2) 小中連絡協議会（8月、12月）

不登校傾向の児童等を含め、支援の必要な児童について、情報を得るとともに、中学1年生の入学後の様子について、小学校へ伝える。

(3) 次年度通級・特別支援学級入級児童について本人、保護者の意思確認と面談（10・11月）

小学校において、次年度の入級について、本人、保護者の希望の有無を確認する。その後、児童、保護者が来校し、中学校における教育課程等について説明する。また、本人、保護者の願いを十分聞き取るとともに質問に答える。

(4) 次年度通級・特別支援学級入級児童、保護者との面談（2月）

2月上旬の入学周知会を終えた後、特別支援学級入級、通級予定児童について、面談の希望の有無や質問事項、心配なこと等について、小学校で聞き取り、それをもとに面談を行う。まずは質問を受け、その内容に合わせて、個別の授業の進め方や、テスト、評価の仕方等、より具体的な話合いをする。

(5) 小中連絡会（3月）

3年団職員が各小学校を訪問し、次年度入学する児童についての聞き取りを行う。入級の有無にかかわらず、特別な支援を要する児童については、聞き取っ

た職員がCOに報告する。

(6) 小学校から個別の教育支援計画・個別の指導計画の引継ぎ（3月～4月）

小学校で作成、活用していた個別の教育支援計画・個別の指導計画について、両校のCO間で引継ぎを行う。また、「かけはし」作成の有無の確認を行う。

2 サポートファイル「かけはし」について

香川県では、乳幼児期から成人に至るまで、専門機関等の連携による一貫した支援の実現のために、サポートファイル「かけはし」（資料1）を作成している。

(1) 作成の意義

① 支援の情報を共有する。（横の連携）

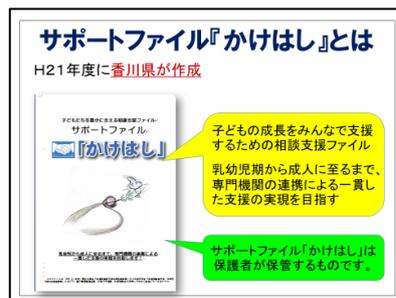
保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関がそれぞれの支援内容を認識しながら、効果的な支援を行うことを目指す。

② 支援の情報をつなぐ。（縦の連携）

進級・進学する際や就労の際に、新しく関わる人や機関に、これまでの支援内容や支援経過をつなぐことができる。

③ 子供自身を理解する。

子供のこれまでの成長の過程を振り返る記録として、また、これからの成長のための対応や工夫を考えるきっかけとして活用する。



〈資料1 サポートファイル〉

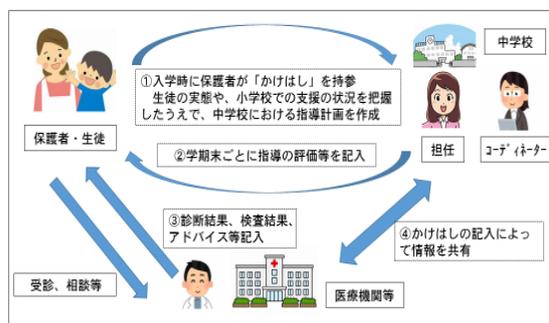
(2) 本校における活用例（資料2）

① 入学時に保護者がファイルを持参する。保護者や本人から聞き取り、生徒の実態や、小学校での支援の状況を把握することで、個別の指導計画の作成に役立てている。

② 学期末ごとに懇談会で持参したファイルに、担任が各学期の指導の評価を記入する。その際、保護者、本人と共に、指導方針の見直しも行う。

③ 医療機関を受診する際に、保護者がファイルを持参して、診断、検査結果等を記入する。

④ 必要に応じて各機関に提出することで、結果として関連機関が情報を共有し、支援に当たっての連携ができる。



〈資料2 本校における活用例〉

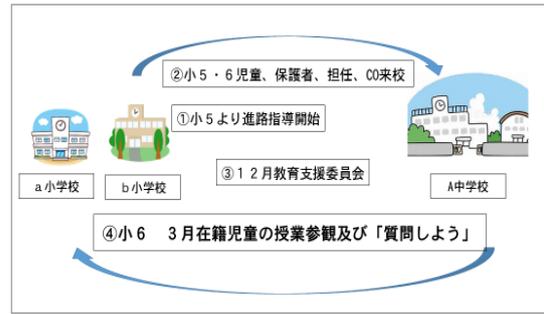
3 坂出・綾歌支部の取組

(1) 中学校の先生に質問しよう（資料3）

① 同じ中学校区内の小学校は全て、在籍児童に対し、小学校卒業後の進路について相談を行う。

② 在籍児童・保護者、学級担任、小学校COが中学校に来校し、中学校COより、中学校内の案内や生活スタイルの説明をする。

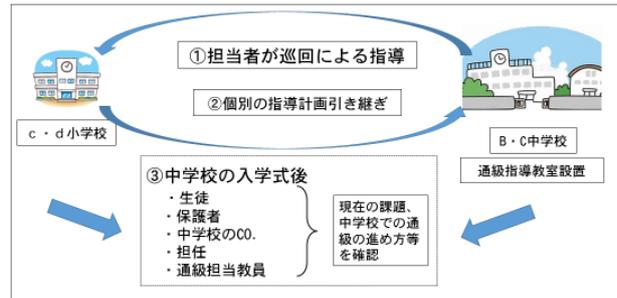
- ③ 12月に教育支援委員会が開催され、児童生徒に判定がなされる。
- ④ 中学校COが3月に各小学校を訪問し、在籍児童の授業（交流学級・個別指導）の様子を見学し、その後「中学校の先生に質問しよう」の授業に参加し、様々な質問に答える。



〈資料3 中学校の先生に質問しよう〉

(2) 通級指導教室の活用 (資料4)

- ① 通級指導教室が設置されている坂出市内の2中学校（B〈本校〉・C）から、それぞれ校区のc、d小学校に指導者が赴き、巡回指導を行っている。
- ② 小学校卒業時には、個別の指導計画を中学校へ引き継ぐとともに、継続を希望する生徒については、中学校でも引き続き通級指導を行っている。

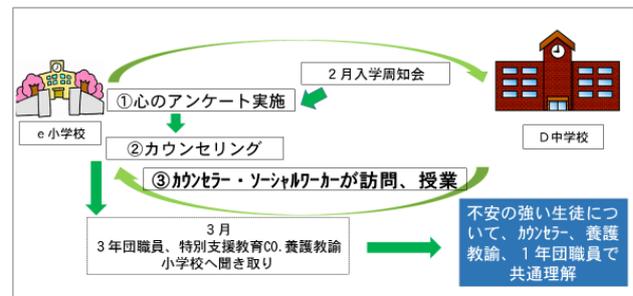


〈資料4 通級指導教室の活用〉

- ③ 中学校での指導に当たっては、右図にあるように、五者が十分に情報共有、共通理解をした上で、指導方針を立て、通級による指導を行っている。

(3) スクールカウンセラー(S C)・スクールソーシャルワーカー(S S W)の活用 (資料5)

- ① 2月の入学周知会后、小学校で「心のアンケート」を実施する。(中学校へ入学するに当たって、楽しみなことや不安なこと等)
- ② 小学校のSCが個別にカウンセリングを行うとともに、小・中のSC、養護教諭で、不安傾向の強い児童について情報共有、共通理解を図る。



〈資料5 SC、SSWの活用〉

- ③ 中学校のSC、SSWが小学校を訪問し、一人で悩まずに、周りの人に相談をするよう伝える内容の授業を行う。

(4) 具体的な連携の事例

ここで、昨年度本校を卒業した生徒Aさんの例を紹介する。Aさんは、小学校では自閉症・情緒障がい学級に在籍していた。小学校6年時に保護者、本人から中学校では通常の学級で学習したいとの希望を聞く。そこで、まず2学期の初めに、中学校のCOがAさんの授業の様子を見に小学校に出向くとともに、学級担任からAさんの状況について話を聞いた。その上で、本人、保護者の気持ちを尊重したいこと、しかしながら、個別の支援は必要であることを確認した。そ

ここで、中学校では、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けることを勧めた。当時、本校に通級指導教室はなく、(2)の「通級指導教室の活用」で紹介したC校から、担当者が巡回で指導に来る形態をとっていた。そこで、3学期には、C校の通級担当者が小学校を訪問し、Aさんの様子を見たり、学級担任からの聞き取りをしたりするとともに、Aさんとの顔合わせをした。入学前から、通級担当者が、直接児童の情報を得たこと、また児童本人と面識をもったことで、中学校での指導がスムーズになり、入学当初から卒業まで、Aさんの困り感に寄り添った指導ができたことは、小学校と中学校、そして通級指導教室の三者が適切に連携を図ったことの成果といえる。

Ⅲ 成果と今後の課題

連携で大切なことは、細やかに足を運び、小学校の先生や、保護者、児童本人と会って話をするということであると再確認した。そして何より、保護者、本人の主訴を中心に支援を行うことが大切である。そのために、支部の各学校では、通級指導教室、SC、SSW等、人的、物的資源を有効に活用しながら、小学校との連携を図りつつ、支援を行っている。しかし、支援が必要な児童生徒やその保護者の中には、困り感を実感しておらず、支援を受け入れようとしない人もいる。そのような児童生徒、保護者に対しても理解を促し、支援の必要な児童生徒に適切な支援を行っていくためには、どのような働き掛けができるのかということが、今後の課題である。

〈指導・助言〉

本実践は、小学校から中学校への移行期において、両校の人的・物的資源を活用しながら、切れ目ない支援体制を具現化したものである。報告の中に、「連携で大切なことは、細やかに足を運び…」という一節があるが、両校の特別支援教育コーディネーターを軸に、様々な関係者が必要に応じて相手校に出向き、段階的に支援が行われている点が特にすばらしいと感じた。

課題として挙げられた支援の必要性を感じていない児童生徒・保護者に対しては、まず「目指す姿を共有すること」を目標に関わっていくことが大切だと考える。困っていることはなくても、「卒業したら〇〇がやりたい」「〇〇ができるようになりたい」等、将来に向けた本人や保護者の願いはあるはずである。そのような願いを基に、目指す姿（長期目標・短期目標）を具体的な行動として共有した上で、指導・支援の手立てについて共通理解を図るようにする。言うまでもなく、このような取組に必要不可欠なのが、本人や保護者との信頼関係である。そのためには、真摯に保護者の話に耳を傾けるとともに、日頃から児童生徒の言動を肯定的に見取ったり、できていることを具体的なエピソードで伝え合ったりすることを心掛けたい。さらに、保護者の言動を表面的に受け取るのではなく、背景にある保護者の本当の思いや考えを理解しようと努めることが大切だと考える。

令和3年6月、「教育支援資料」が改訂され、名称も「障害のある子供の教育支援の手引」と改められた。障がいのある子供やその保護者、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら、就学をはじめとする必要な支援を行う際の基本的な考え方が記載されているので、ぜひ御一読・御活用いただきたい。